

## 運営分科会の設置

### 1 設 置

MVNO委員会に、委員会の運営を効率的に行うための運営分科会を置く。

### 2 任 務

運営分科会は、MVNO委員会の指示のもと、以下の任務を行う。

- (1) MVNO委員会の運営に関する事項の検討を行うこと
- (2) MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析、整理等を行うこと
- (3) 抽出された課題の解決方策案の検討を行うこと
- (4) MVNOに関する政策提言等の案の検討を行うこと

### 3 構 成

- (1) 運営分科会の構成員は、委員長が指名する。
- (2) 構成員は、原則として、10名以内とする。
- (3) 構成員は、原則として、会員企業において、MVNOに関する事業運営、実務に精通している者、またはそれに準ずる知見を有する者とする。
- (4) 運営分科会に主査1名を置くこととし、構成員の互選により選出する。
- (5) 主査は、必要と認めるときは、構成員の中から副主査を指名することができる。

### 4 主査の役割等

- (1) 主査は、運営分科会を総括する。
- (2) 副主査は、主査を補佐し、主査不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 主査及び副主査は、MVNO委員長の指揮に従う。

### 5 補足事項

- (1) 運営分科会は、会員以外の企業の出席を得て、その意見を聴くことができる。
- (2) 運営分科会の招集、決議その他の会議の運営は、委員会規程に準ずる。
- (3) 本文に定めのない事項については、MVNO委員長が定める。